

平成29年度から 地籍調査を実施します

問合せ先
建設課土木管理係 ☎22219

市では、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録して不明確な状況を改善するために地籍調査を実施します。

地籍とは

地籍とは「筆」との土地の「所有者、地番、地目、境界の位置、面積等の情報」のことで、「土地に関する戸籍」といえます。

土地の売買や相続のときに分筆する場合、必ず土地の正確な地籍が必要となります。しかし、これらの記録は明治初期のものが多く、面積等が正確ではありません。

地籍調査のメリット

- ①境界トラブルの未然防止
境界が確認され、数値が記録保存されるため、土地売買や相続等の境界紛争が未然に防止できます。
 - ②手続の簡素化と費用削減
相続に伴って土地を分筆したり、取得したりする場合、土地所有者が自ら隣接地権者に立会いを求め、境界を確認しなければなりません。調査結果を現地復元することで確認作業が簡素化され、費用も時間も削減されます。
 - ③災害復旧の迅速化
災害等で土地の形状が変わってしまった場合、元の境界確認が困難です。調査実施後は、境界の位置が地球上の座標値と結び付けられて管理されるため、境界を正確に復元可能です。
- 今後の予定
今年度は三丁目の一部地域の調査を実施します。
該当する「広岡西区・港区・大坂区・中央区・弥七喜区」の皆さまへ、説明会の開催や広報等で随時お知らせします。

地籍調査の流れ



地域包括支援センターに配属されて3ヶ月が経ちましたが日々の業務の難しさを感じる毎日です。まだまだ勉強不足なところも多いですが、早く皆さまのお役に立てるよう努力していきます。

キラリ! 新採職員です!

平成29年度新規採用職員に抱負や意気込みを語っていただきました。皆さまのご期待に添えられるようまい進してまいりますので、よろしくお願いいたします。



県の人事交流制度により観光交流課に配属されました。これまで観光関係の業務に携わったことがなく、勉強の毎日ですが、市民の皆さまとともに下田市を盛り上げていけるよう頑張ります。



防災安全課消防安全係に配属され、交通安全に関することを担当しています。分からないことはすぐに調べ、一日でも早く仕事を覚えて、下田市の活性化と発展に貢献していきます。



税務課収納係に配属になりました。皆さまから納めていただいている税金は、市の発展に欠くことのできない大切な財源ですので、誠意を持って務めさせていただきます。



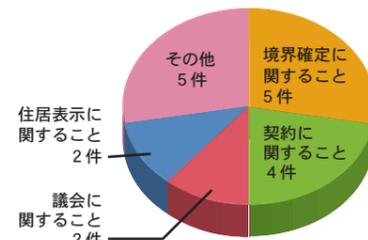
福祉事務所に配属となりました。まだまだ知識不足ではありますが、何事にも誠実に取り組んでいきたいです。先輩方をお手本とし、下田市のお役に立てるよう努力します。

情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さまの知る権利を保障するとともに、市が公文書として管理している文書等を公開することで、市政に対する理解と信頼をより深めてもらうことを目的としています。

平成28年度
情報公開・
個人情報保護制度の
運用状況をお知らせします

請求のあった情報の種類 (総数 18件)



個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市の個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、市民の皆さんが自己の情報開示、訂正、利用停止を求める権利を保障するものです。平成28年度の個人情報開示請求件数は市長部局宛に2件（全部開示1件、部分開示1件）ありました。また、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求はありませんでした。

公文書開示請求処理状況 (単位: 件)

機関	請求件数	処理状況					公開の方法		
		全部開示	部分開示	不開示	却下	取り下げ	閲覧	写し交付	視聴
市長所管部局	16	9	7	0	0	0	16	0	
議会	2	1	0	0	0	1	1	0	
合計	18	10	7	0	0	1	17	0	

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

平成29年度の免除申請は7月から!

保険料が未納の状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

市に住民登録をされている方は、市民保健課国民年金係(窓口③)で手続きをお願いいたします。

※扶養親族等控除額は、扶養親族等1人につき38万円(老人扶養親族である時は48万円、特定扶養親族であるときは63万円)を加算した額です。

国民年金保険料免除・猶予の基準

保険料額	全額免除	一部免除			若年者納付猶予
		3/4免除	1/2免除	1/4免除	
年金額	0円	4,120円	8,250円	12,370円	0円
所得基準	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円以下	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額以下	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額以下	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額以下	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円以下

※社会保険料控除額等は、雑損、医療費、障害者などの住民税や所得税の控除対象となるものが含まれます。

問合せ先
市民保健課国民年金係
(窓口③) ☎23922
三島年金事務所
☎055-973-1444